（在ウィーン国際機関日本政府代表部参事官）同　三宅　史人
総合外交政策局軍縮不拡散・科学部不拡散・科学原子力課長に昇任させる
（総合外交政策局軍縮不拡散・科学部不拡散・科学原子力課長）同　林　誠
北米局北米第一課長に配置換する
（欧州局ロシア課中央アジア・コーカサス室長）同　田口精一郎
欧州局政策課長に昇任させる
（総合外交政策局国連政策課長）同　三浦　潤
大臣官房に配置換する
（大臣官房参事官兼欧州局政策課長事務取扱）同　中込　正志
在ジュネーブ国際機関日本政府代表部参事官に転任させる
在ジュネーブ国際機関日本政府代表部在勤特命全権大使を補佐し在ジュネーブ国際機関日本政府代表部に在勤する期間公使の名称を与える（以上一月二十二日）
（大臣官房）外務事務官　深堀　亮
国際法局条約課長に昇任させる（一月二十六日）
特命全権大使　杉山　晋輔
アメリカ合衆国駐箚を命ずる
同　眞銅竜日郎
ウルグアイ国駐箚を命ずる
同　鈴木　康久
ニカラグア国駐箚を命ずる
同　土屋　定之
ペルー国駐箚を命ずる
同　浦林　紳二
スーダン国駐箚を命ずる
（総合外交政策局総務課長）外務事務官　市川　恵一
大臣官房参事官に配置換する
総合外交政策局に併任する
（大臣官房）同　河邉　賢裕
総合外交政策局総務課長に配置換する（以上一月二十九日）
宮内庁式部官　麻妻　信一
外務事務官（在ベトナム日本国大使館参事官）に転任させる
ベトナム国駐箚特命全権大使を補佐しベトナム国に在勤する期間公使の名称を与える（一月一日）
（ナミビア国駐箚）特命全権大使　坂本　秀之
ボスニア・ヘルツェゴビナ国駐箚を命ずる（一月二日）

最高裁判所

高等裁判所長官に補する
大阪高等裁判所長官　小泉　博嗣
東京高等裁判所判事
部の事務を総括する者の指名を解く
永野　厚郎
司法研修所教官に充てる
司法研修所長に補する
さいたま家庭裁判所判事　秋吉　仁美
東京高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
名古屋高等裁判所判事　孝橋　宏
さいたま家庭裁判所判事に補する
さいたま家庭裁判所長を命ずる
仙台家庭裁判所判事　松並　重雄
名古屋高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
秋田地方裁判所判事兼秋田家庭裁判所判事・秋田簡易裁判所判事　窪木　稔
仙台家庭裁判所判事に補する
仙台家庭裁判所長を命ずる
仙台簡易裁判所判事に補する
東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　土田　昭彦
秋田地方裁判所判事に補する
秋田地方裁判所長を命ずる
兼ねて秋田家庭裁判所判事に補する
秋田家庭裁判所長を命ずる
秋田簡易裁判所判事に補する
秋田簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（以上一月二十九日）
中川　佳男　佐藤　健太
司法研修所教官の事務補助の委嘱を解く（各通）
尾渡雄一朗　工藤　杏平
司法研修所教官の事務補助を委嘱する（各通）（以上二月一日）

官庁報告

官庁事項

登録検査機関の登録事項の変更に関する公示

船員法第百条の二十八の規定により公示する。

平成三十年二月七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　ムンバイ事務所　チェンナイ出張所の変更

(一)　事業所の所在地の変更

変更前	98-99 Luz Church Road, Mylapore, Chennai 600 004, INDIA
変更後	2nd Floor, Jayanthy Park, No. 43, Srinivas Nagar, Kandanchavadi, Chennai 600096, INDIA

(二)　変更年月日　平成三十年二月十五日

公　告

諸事項

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２９年（家）第３０３５１号

東京都新宿区水道町３番１号
申立人　株式会社住宅債権管理回収機構
本籍岩手県盛岡市渋民字愛宕14番地、最後の住所千葉県船橋市丸山１丁目20番４号グリーンヒルズ204号、死亡の場所千葉県船橋市、死亡年月日推定平成28年12月１日、出生の場所岩手県盛岡市、出生年月日昭和27年11月26日、職業不詳
被相続人　亡　立花　明夫
事務所千葉県千葉市中央区中央３－15－６やまちょうビル７階　レークス法律事務所
相続財産管理人　弁護士　宮下　進
千葉家庭裁判所市川出張所

平成２９年（家）第７２６５７号

神奈川県横浜市旭区若葉台４丁目23番603号
申立人　小野　孝之
本籍静岡県下田市白浜2583番地、最後の住所東京都杉並区成田東１丁目35番７号　いすゞ荘、死亡の場所宮城県柴田郡大河原町、死亡年月日推定平成24年11月４日、出生の場所静岡県下田市、出生年月日大正14年12月３日、職業無職
被相続人　亡　小野　英生
事務所東京都港区虎ノ門３丁目５番１号虎ノ門37森ビル　青和特許法律事務所
相続財産管理人　弁護士　石神恒太郎
東京家庭裁判所

平成２９年（家）第７２８４４号

東京都板橋区大谷口２丁目８番７号
申立人　宗教法人西光寺
本籍東京都板橋区東新町１丁目17番地７、最後の住所東京都板橋区常盤台３丁目６番12号、死亡の場所東京都板橋区、死亡年月日平成29年６月29日、出生の場所東京府東京市日本橋区、出生年月日昭和17年１月８日、職業不詳
被相続人　亡　宮口　育男
事務所東京都港区西新橋１－４－14　物産ビル２階日比谷Ａｖｅ．法律事務所
相続財産管理人　弁護士　足立　正

東京家庭裁判所